

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の早期自己都合退職に伴う返戻金は以下のとおりです。

甲が手数料の支払いをした後、内定決定者がその責めに帰すべき事由に基づき、勤務開始後3ヵ月未満に退職し甲は退職日から1ヶ月以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は受け取った手数料のうち次の金額を甲に返戻する。

- (1) 1ヶ月未満の場合 当初紹介手数料額の80%
- (2) 1ヶ月以上3ヶ月未満の場合 当初紹介手数料額の30%

※但し、甲の内定決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に内定決定者が一身上の都合で退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。

大阪市中央区安土町3¥2-3-13
大阪国際ビルディング9階
株式会社ファル・メイト
許可番号 27-ユ-300093